

## 川崎市安全・安心まちづくり推進協議会要綱

### (目的及び設置)

第1条 市民、地域団体、事業者、行政機関等の連携・協働により、地域で発生する空き巣、ひったくり、放火などの犯罪を防止し、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を図るため、川崎市安全・安心まちづくり推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 市民の防犯意識の高揚・啓発に関すること。
- (2) 地域自主防犯活動の推進に関すること。
- (3) 防犯に関する情報を交換し、参加団体等相互の連携強化に関すること。
- (4) 川崎市安全・安心まちづくり基本方針の作成に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第3条 推進協議会は、別表1に掲げる団体等から推薦された委員をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (顧問)

第6条 推進協議会に顧問を置き、必要な助言等を行う。

- 2 顧問は、市民文化局長、神奈川県警察川崎市警察部長とする。

### (会議)

第7条 推進協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 会長は、必要に応じて部会を置くことができる。

### (幹事会)

第8条 推進協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる団体の委員により構成する。
- 3 幹事会に代表幹事を置き、会長がこれにあたる。
- 4 代表幹事が必要と認めるときは、委員等の出席を求めることができる。

5 代表幹事は、幹事会を招集し、その議長となる。

(事務局)

第9条 市民文化局市民生活部地域安全推進課に事務局を置き、推進協議会の庶務を処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この改正要綱は、平成18年5月24日から施行する。

この改正要綱は、平成18年7月12日から施行する。

この改正要綱は、平成18年10月16日から施行する。

この改正要綱は、平成19年6月5日から施行する。

この改正要綱は、平成20年6月3日から施行する。

この改正要綱は、平成21年7月28日から施行する。

この改正要綱は、平成22年6月10日から施行する。

この改正要綱は、平成23年6月7日から施行する。

この改正要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この改正要綱は、平成26年6月3日から施行する。

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

	構 成 団 体		構 成 団 体
1	川崎市全町内会連合会	22	神奈川県くらし安全交通課
2	川崎市防犯協会連合会	23	神奈川県警察川崎市警察部
3	川崎市社会福祉協議会	24	神奈川県川崎警察署
4	川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会	25	神奈川県川崎臨港警察署
5	川崎市青少年指導員連絡協議会	26	神奈川県幸警察署
6	川崎市商店街連合会	27	神奈川県中原警察署
7	川崎市 P T A 連絡協議会	28	神奈川県高津警察署
8	川崎市老人クラブ連合会	29	神奈川県宮前警察署
9	川崎市防火協会連合会	30	神奈川県多摩警察署
10	川崎地区防犯指導員連絡協議会	31	神奈川県麻生警察署
11	川崎地区少年補導員連絡協議会	32	川崎区役所
12	川崎区安全・安心まちづくり推進協議会	33	幸区役所
13	幸区安全・安心まちづくり推進協議会	34	中原区役所
14	中原区安全・安心まちづくり地域推進協議会	35	高津区役所
15	高津区安全・安心まちづくり推進協議会	36	宮前区役所
16	宮前区安全・安心まちづくり推進協議会	37	多摩区役所
17	多摩区安全・安心まちづくり推進協議会	38	麻生区役所
18	麻生区安全・安心まちづくり協議会	39	消防局
19	日本郵便株式会社川崎港郵便局	40	教育委員会
20	セレサ川崎農業協同組合	41	市民文化局
21	公益社団法人神奈川県 L P ガス協会川崎北支部		

別表 2 (第 8 条関係)

	団 体 名
1	川崎市全町内会連合会
2	川崎市防犯協会連合会
3	神奈川県警察川崎市警察部
4	神奈川県くらし安全交通課
5	神奈川県川崎警察署
6	川崎区役所
7	市民文化局